

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人山形大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

・役員報酬への業績反映の状況については、本学が定める役員に支給する期末手当(賞与)において、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその役員の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、期末手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

・山形大学は、「自然と人間の共生」をテーマとして、学生教育を中心とする大学創り・豊かな人間性と高い専門性の育成・「知」の創造・地域及び国際社会との連携・不断の自己改革の5つの基本理念に立脚して、健全な批判精神に裏付けされた幅広い教養を基に豊かな人間性を育み、基礎学力と高い専門的知識を備え、課題発見・解決能力に優れた人材を育成することを使命とし、将来構想の何よりも学生を大切に、教育を重視するキラリと光る存在感のある大学として発展していけるように、教養教育を基盤とした人材育成・修学支援・基礎的及び先進的研究の推進・地域における文化拠点の形成・魅力ある教育環境づくり・実効性のある大学経営等の取り組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、学長は、職員数約2,000名の6学部及び附属病院を有する総合大学の国立大学法人を代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

本学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものである。

また、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,069万円と比較した場合、それ以下であり、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員の年間報酬及び事務次官の年間給与との比較を踏まえると、給与水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし
理事	改定なし
理事(非常勤)	該当者なし
監事	改定なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	15,786	11,629	4,071	85 (寒冷地手当)		3月31日	*
A理事	13,871	10,052	3,519	249 (通勤手当) 49 (寒冷地手当)			
B理事	13,671	10,052	3,519	49 (通勤手当) 49 (寒冷地手当)		3月31日	
C理事	12,546	9,193	3,218	49 (通勤手当) 85 (寒冷地手当)			
D理事	12,294	8,553	2,995	660 (通勤手当) 85 (寒冷地手当)			
E理事	10,882	7,900	2,778	154 (通勤手当) 49 (寒冷地手当)		3月30日	◇
A監事	9,753	7,142	2,501	24 (通勤手当) 85 (寒冷地手当)			*※
B監事 (非常勤)	3,649	3,600	0	49 (通勤手当)		3月31日	※

注1:総額,各内訳について千円未満切り捨てのため,総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「前職」欄の「*」は,退職公務員であることを示す。

注3:「前職」欄の「◇」は,役員出向者であることを示す。

注4:「前職」欄の「※」は,独立行政法人等の退職者であることを示す。

注5:「前職」欄の「*※」は,退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	9,584	6	7	3月31日	-	増額,減額の事由に該当しなかったため,実施なし	*
B理事	8,285 (45,434)	6 (33)	7 (6)	3月31日	-	増額,減額の事由に該当しなかったため,実施なし	
監事						該当者なし	

注1:「前職」欄の「*」は,退職公務員であることを示す。

注2:B理事については,役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに,括弧内に,役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考とし、業務運営の改善及び効率化を図り、経費の削減に努めることを念頭に、本学において決定された当初予算の範囲内で運用している。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を参考に決定している。また、人事院勧告が行われた場合は、当該内容を踏まえ、必要に応じて給与水準の見直しを行う。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が行う人事評価の結果に基づき、昇給・昇格・降格の実施及び勤勉手当(賞与)の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。
昇給	毎年1月1日前1年間のその者の勤務成績に応じ、4号俸(特定の幹部職員については3号俸)を標準にして号俸数を決定し、昇給させる。
昇格・降格	昇格: 特に勤務成績が優秀で、かつ、本学が定める必要経験年数等を有している者は、上位の職務の級に決定することができる。 降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。
研修・表彰・特別の場合の昇給	研修に参加し成績が特に良好な場合、業務成績の向上・能率増進・発明考案等、職務上特に功績があったこと等により表彰等を受けた場合は、その業績に応じて号俸数を決定し、昇給させる。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- (1) 31歳以上39歳未満の職員に対する給与構造改革中に抑制された昇給分の回復措置を行った。
- (2) 特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
 (職員について)
 ・実施期間:平成24年7月～平成26年1月
 ・俸給表関係の措置の内容:一般職(一)(▲4.77%～▲9.77%)、一般職(二)(▲4.77%～▲7.77%)、教育職(一)(▲4.77%～▲9.77%)、教育職(二)(▲4.77%～▲9.77%)、教育職(三)(▲4.77%～▲7.77%)、医療職(一)(▲4.77%～▲9.77%)、医療職(二)(▲4.77%～▲9.77%)、指定職(▲9.77%)
 ・諸手当関係の措置の内容:管理職手当, 地域手当, 広域異動手当, 特勤勤務手当, 期末手当, 勤勉手当
 ・国と異なる措置の概要:次の者には適用しない。①山形県との人事交流協定に基づき本学の職員となっており, 附属学校及び大学院教育実践研究科に所属する者, ②医学部及び医学部附属病院に所属している医療職基本給表の適用を受ける者
 ただし, 上記①については, 山形県の基準に合わせて, 平成25年10月～平成26年1月の期間に減額措置を講じた。
- (役員について)
 ・実施期間:平成24年7月～平成26年1月
 ・俸給表関係の措置の内容:▲9.77%
 ・諸手当関係の措置の内容:期末手当
 ・国と異なる措置の概要:特例減額措置を平成26年1月で終了した。
- (3) 平成25年11月に勸奨退職を廃止し, 早期退職制度を導入した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	1,595	43.2	6,106	4,627	47	1,479
事務・技術	354	42.5	5,021	3,841	56	1,180
教育職種 (大学教員)	692	48.0	7,653	5,783	52	1,870
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	374	35.5	4,510	3,415	28	1,095
技能・労務職種	12	52.6	4,847	3,728	59	1,119
教育職種 (附属高校教員)	22	43.2	6,905	5,213	68	1,692
教育職種 (附属義務教育学校教員)	48	41.7	6,502	4,923	53	1,579
医療職種 (病院医療技術職員)	91	39.9	4,912	3,708	38	1,204
その他医療職種 (看護師)	2					
指定職種	該当者なし					

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	13	62.0	3,537	3,003	56	534
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	62.8	3,091	2,636	31	455
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	61.7	3,736	3,166	67	570

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	42	41.7	3,251	2,666	26	585
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	20	46.5	2,881	2,183	34	698
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	41.8	3,952	2,984	32	968
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	28.4	3,514	3,514	0	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	50.8	3,038	2,315	39	723
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
特任教授	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
産学連携教授	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、守衛、自動車運転手、用務員等の業務を行う職種を示す。

注3:「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「医療職種(病院医療技術職員)」とは、薬剤師、レントゲン技師、検査技師、栄養士等の業務を行う職種を示す。

注6:「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外に勤務する看護師を示す。

注7:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注8:「非常勤職員」とは、国家公務員の非常勤職員相当の職員で、1年の任期を付して雇用された職員を示す。

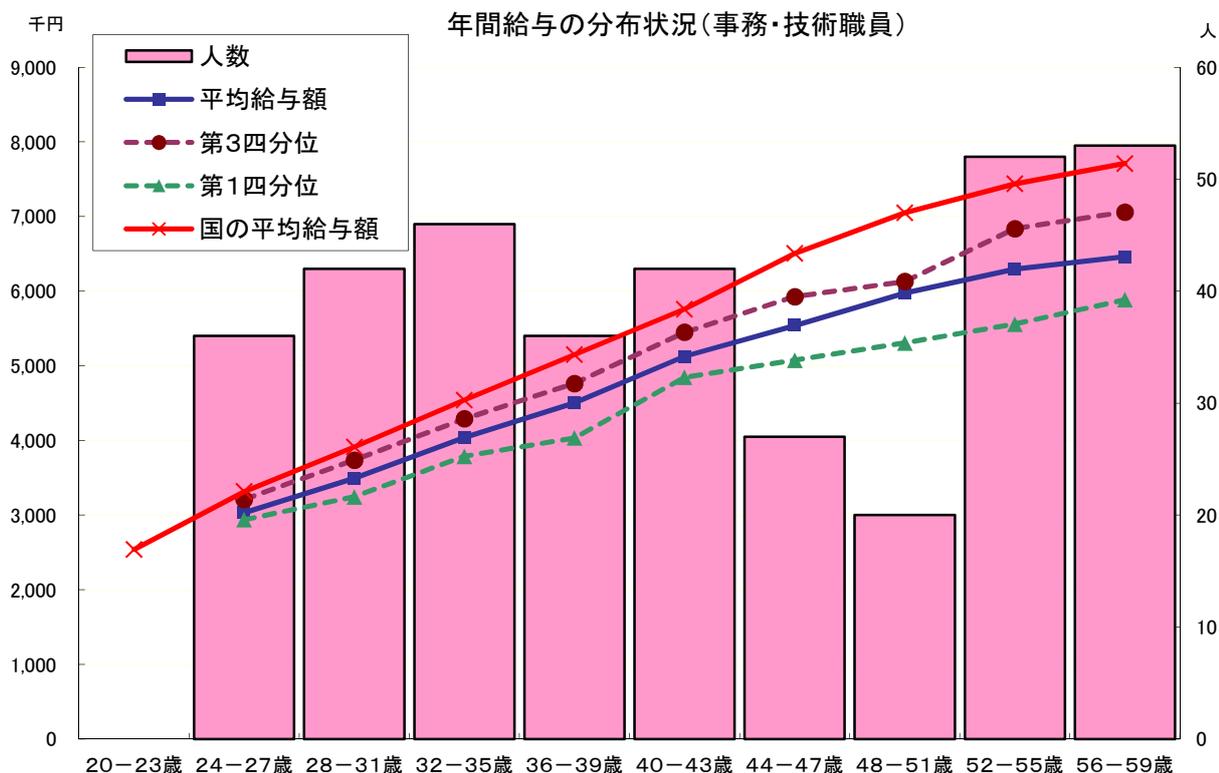
注9:「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注10:在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	143	37.1	5,372	5,346	27	26
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	14	40.2	4,727	4,561	31	166
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	44	45.9	8,288	8,288	37	0
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	69	33	4,076	4,056	20	20
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	16	27.9	3,509	3,509	27	0

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

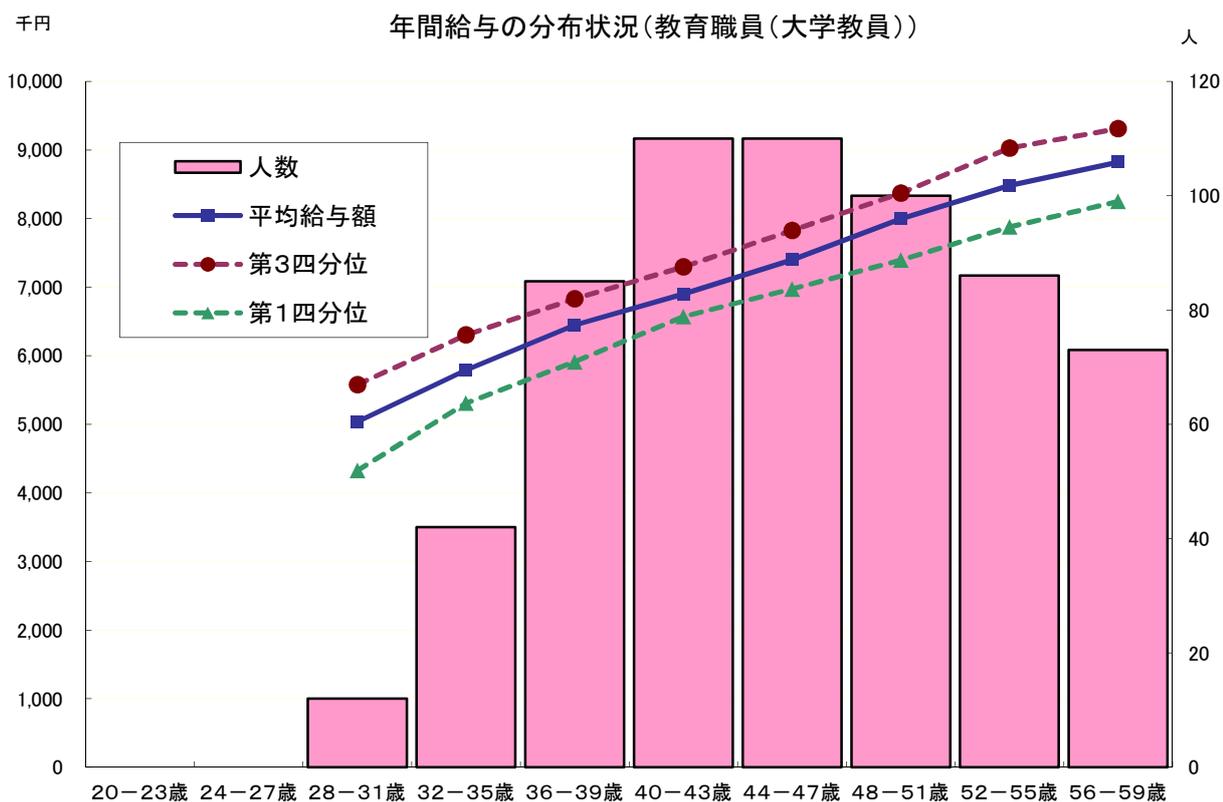


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
部長	10人	55.9歳	7,915千円	8,403千円	8,729千円
課長	43人	55.3歳	6,532千円	6,903千円	7,159千円
課長補佐	35人	50.9歳	5,634千円	5,959千円	6,216千円
係長	93人	47.3歳	5,062千円	5,338千円	5,633千円
主任	76人	40.5歳	4,062千円	4,525千円	4,922千円
係員	97人	29.3歳	3,087千円	3,382千円	3,701千円

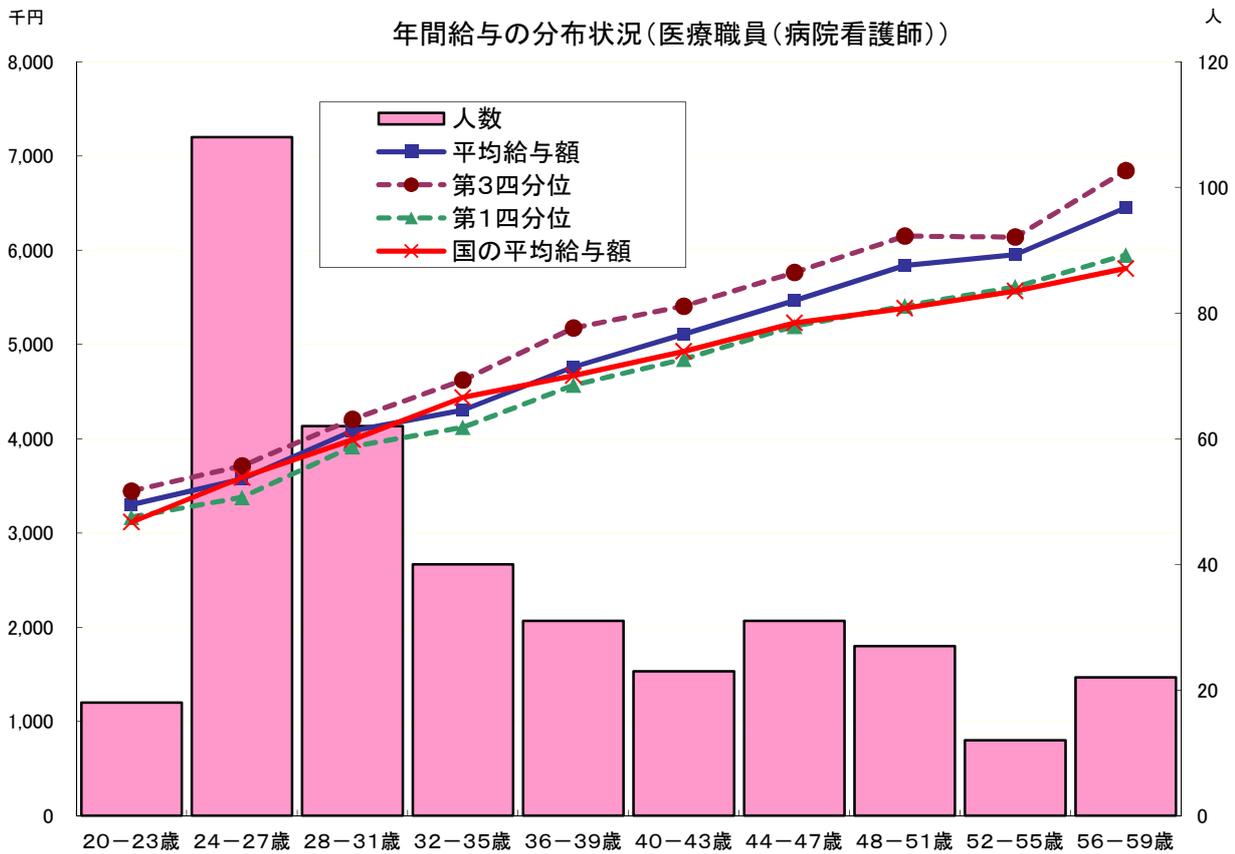
注:「課長」には、課長相当職である「事務長」、「副課長」及び「副事務長」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
教授	268人	55.1歳	8,188千円	8,802千円	9,306千円
准教授	222人	45.8歳	6,824千円	7,229千円	7,647千円
講師	45人	45.0歳	6,625千円	7,338千円	8,079千円
助教	146人	39.9歳	5,755千円	6,253千円	6,761千円
助手	4人	39.3歳	—千円	5,069千円	—千円
教務職員	6人	41.7歳	3,843千円	4,544千円	5,062千円

注:助手の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示しない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
看護部長	1人	歳	-	千円	千円
副看護部長	5人	55.7	6,642	6,840	6,973
看護師長	23人	50.4	6,151	6,417	6,731
副看護師長	46人	43.0	4,667	5,297	5,827
看護師	299人	32.7	3,550	4,155	4,686

注:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長	課長	課長	課長補佐	係長主任	主任係員	係員
人員(割合)	354 (割合)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	7 (2.0%)	15 (4.2%)	25 (7.1%)	59 (16.7%)	151 (42.7%)	49 (13.8%)	48 (13.6%)
年齢(最高～最低)		～	～	～	59 ～ 51	59 ～ 55	59 ～ 52	59 ～ 43	59 ～ 33	40 ～ 27	37 ～ 24
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	～	7,935 ～ 5,946	6,691 ～ 5,212	6,051 ～ 4,401	5,472 ～ 3,779	4,626 ～ 2,641	3,592 ～ 2,376	2,741 ～ 1,909
年間給与額(最高～最低)		～	～	～	10,326 ～ 7,915	8,729 ～ 6,825	7,786 ～ 5,942	7,240 ～ 5,041	6,130 ～ 3,419	4,456 ～ 3,073	3,527 ～ 2,488

教育職員(大学教員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教助手	教務職員
人員(割合)	692 (割合)	0 (0%)	267 (38.6%)	223 (32.2%)	47 (6.8%)	149 (21.5%)	6 (0.9%)
年齢(最高～最低)		～	64 ～ 39	64 ～ 33	59 ～ 30	59 ～ 30	58 ～ 30
所定内給与年額(最高～最低)		～	9,666 ～ 5,060	7,200 ～ 3,477	6,701 ～ 2,856	5,924 ～ 3,274	4,212 ～ 2,811
年間給与額(最高～最低)		～	12,428 ～ 6,835	9,318 ～ 4,646	8,475 ～ 3,731	7,364 ～ 4,267	5,506 ～ 3,650

医療職員(病院看護師)

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	副看護部長	看護師長	副看護師長	看護師	准看護師
人員(割合)	374 (割合)	1 (0.3%)	0 (0%)	3 (0.8%)	25 (6.7%)	46 (12.3%)	299 (79.9%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		～	～	56 ～ 52	59 ～ 39	59 ～ 28	59 ～ 23	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	5,275 ～ 4,770	5,190 ～ 4,238	4,665 ～ 3,093	4,576 ～ 2,406	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	7,121 ～ 6,621	7,126 ～ 5,644	6,334 ～ 4,056	6,012 ～ 3,168	～

注:7級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.8	% 65.6	% 64.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.2	% 34.4	% 35.7
	最高～最低	% 48.8～32.6	% 46.2～30.1	% 45.7～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 66.8	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.2	% 34.5
	最高～最低	% 46.9～31.1	% 44.0～28.7	% 45.4～29.8

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.5	% 64.4	% 63.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.5	% 35.6	% 37.0
	最高～最低	% 56.1～33.0	% 52.4～30.5	% 49.3～31.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.1	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 32.9	% 34.2
	最高～最低	% 46.9～30.2	% 44.0～25.8	% 45.4～30.1

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 66.3	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.3	% 33.7	% 34.9
	最高～最低	% 46.9～32.3	% 44.0～29.7	% 45.4～31.0

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	86.5
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	96.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))	96.1
------------------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	102.9
対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))	96.3

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等の一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 86.5
	参考 地域勘案 94.1 学歴勘案 87.2 地域・学歴勘案 94.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 40.6% (国からの財政支出額 17,567百万円、 支出予算の総額 43,225百万円：平成25年度予算)
	【検証結果】 国からの財政支出額が100億円以上であるが、対国家公務員(行政職(一))との給与水準(年額)の比較指標は100以下であり、累積欠損額が0円であることから、給与水準は適正なものとなっている。
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)
講ずる措置	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
	引き続き適正であるよう努めたい。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 102.9	
	参考	地域勘案 105.2 学歴勘案 103.0 地域・学歴勘案 104.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	医学部附属病院所属の医療職員については、人員確保等の観点から、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連した給与の減額支給措置を適用していないため、対国家公務員指数が高くなっているものと考えられる。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 40.6% (国からの財政支出額 17,567百万円, 支出予算の総額 43,225百万円:平成25年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出額が100億円以上であり、対国家公務員(行政職(一))との給与水準(年額)の比較指標も100を超えているが、累積欠損額が0円であることから、給与水準は適正なものとなっている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)	
講ずる措置	【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考ええる。	
	引き続き適正であるよう努めたい。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 95.5

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。
 なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与,報酬等支給総額 (A)	千円 11,618,992	千円 11,616,457	千円 (%) 2,535 (0.0)	千円 (%) △290,710 (△2.4)
退職手当支給額 (B)	千円 1,205,414	千円 1,347,843	千円 (%) △142,429 (△10.6)	千円 (%) 59,591 (5.2)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 4,231,622	千円 3,786,215	千円 (%) 445,407 (11.8)	千円 (%) 1,032,121 (32.3)
福利厚生費 (D)	千円 2,200,270	千円 1,953,058	千円 (%) 247,212 (12.7)	千円 (%) 394,797 (21.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 19,256,298	千円 18,703,573	千円 (%) 552,725 (3.0)	千円 (%) 1,195,799 (6.6)

注1: 「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(13)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2: 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①「給与,報酬等支給総額」,「最広義人件費」の対前年度比の増減要因

「給与,報酬等支給総額」:職員の計画的な採用人事,特例法に基づく国家公務員の給与見直しに準じた改正を平成24年7月から施行しているが,支給人員の増により,結果的に前年度と比較し増減がほぼなかったものと思われる。

「最広義人件費」:医療体制整備に係る医師及び医療職員の増,外部資金獲得に伴う個別契約職員の増などによる「非常勤役職員等給与」の増(前年度比:11.8%増),特例法に基づく国家公務員の給与見直しに準じた改正に伴う影響により,結果的に3.0%の増となったものと思われる。

②「退職手当支給額」の対前年度比の増減要因

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」に準じた改正に伴い,段階的に支給率が下がり,退職者数も減少したため,「退職手当支給額」は減(前年度比:△10.6%)となったと思われる。

Ⅳ 法人が必要と認める事項 特になし